

開会の宣告

議長（堀部登志雄君） ただ今から、平成18年第1回白老町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

議長（堀部登志雄君） これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（堀部登志雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、11番氏家裕治議員、12番吉田和子議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

会期の決定

議長（堀部登志雄君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（堀部登志雄君）** ご異議なしと認めます。

よって本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（堀部登志雄君） 次に、諸般の報告を事務局長からさせます。

事務局長（上坊寺博之君） 本臨時会に付議され、提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、専決処分の承認5件、条例の一部改正1件及び工事請負契約の締結6件の議案12件であります。

以上で報告を終わります。

議長（堀部登志雄君） 次に、議長からの諸般の報告をいたします。

皆さまのお手元に、「専決処分の報告について」町長から議長あてに提出されたものを1件、配布しております。

これは、議会が議決するもののうち、地方自治法第180条の規定に基づき、長にその権限を委任したものであります。

提出者の説明を願います。白崎総務課長。

総務課長（白崎浩司君） それでは、専決処分の報告を申し上げます。次ページの専決処分書から説明いたします。

専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成8年12月12日議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。平成18年4月18日専決、白老町長。

本件につきましては、平成18年第1回定例会において、事故状況報告については、行政報告を申しあげているところではありますが、この度、損害賠償額が確定したことから、専決にて処分したものでございます。

1 損害賠償の額。金161,944円。これは、2 社会計額でございます。2 損害賠償の相手方。白老町字石山68番地14、株式会社ダイエットクック白老。こちらの分については、158,164円でございます。もう1社、白老町字石山68番9、ライラックフーズ株式会社。こちらの方につきましては、3,780円でございます。

次ページ、お願いいたします。事故の発生状況でございますけれども、日時につきましては、平成18年2月15日水曜日ですが、午前10時46分頃。場所につきましては、白老町字石山68番地14他。当事者でございますが、(甲)白老町、(乙)白老町字石山68番地14、株式会社ダイエットクック白老。(丙)白老町字石山68番9、ライラックフーズ株式会社。

4 の状況でございますが、平成18年2月15日午前10時46分頃、町道ウヨ口線に埋設している配水管の維持管理を目的として(甲)職員による洗管作業を行っていたところ、(乙)及び(丙)が所在している石山工業団地の配水管に赤水が流出し、蛇口から赤水の吐水が確認されたものでございます。

5 の被害の程度でございますが、(乙)社につきましては、商品被害及び配水管内を洗浄するために使用した水道料金、下水道使用料、排水処理運転費用でございます。(丙)社につきましては、配管内を洗浄するために使用した水道料金でございます。

6 の損害賠償額でございますが、本件は、(甲)が管理している上水道施設の洗管作業中に発生した事故であることから、(甲)は(乙)及び(丙)に対して商品被害費用及び水道料金等の全額を支払うことで示談したものでございます。

なお、損害賠償額については、保険による補填と、保険対象外となる賠償額、これについては(甲)が支払うものでございます。

ちなみに、保険による補填ということでは、103,144円。それから、保険対象外となるものにつきましては、58,800円という内訳でございます。

以上、雑駁ではありますが、報告させていただきます。

議長（堀部登志雄君） ただ今、説明が終了いたしました。この件に関して何かお尋ねしたいことがございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀部登志雄君） はい。それでは、本件はこれをもって報告済みといたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

はい、飴谷町長、どうぞ。